

就労移行支援事業所

就労移行支援事業所とは？

- 一般就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、企業等への雇用または在宅就労等が見込まれる方が対象となります。
- 事業所における作業や、企業における実習等、適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための訓練を行います。
- サービス提供期間（2年間）を限定し、必要な訓練、指導等を実施し、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持を目指します。

事業所の内容は？

• 利用契約を結びます

就労継続支援A型のような雇用契約はありません。

• 工賃 なし

※トレーニング内容によっては工賃が出る場合もあります。

（1カ月の工賃収入－経費）÷利用者数

※作業能力等の個人別差額もあります。

• 勤務時間

おおむね9時～16時

• 内容

事業所によって内容は違います。学習などカリキュラムが中心の事業所や作業を行いながら訓練を行う事業所など様々です。

例：作業、ビジネスマナー、コミュニケーションを高める活動など

1日のスケジュール（例）

9：00 出勤
トレーニング

12：00 昼食

13：00 トレーニング

16：00 終了
（訓練時間等、事業所によって異なります。）

どんな人に合っているの？

- 毎日決まった時間に自分で通勤ができる。
- 身の回りのことは自分でできる。
- 1日5～6時間程度の作業に集中して取り組める。
- 作業工程が理解でき、積極的に作業できる。
- 一般就労を目指している。



就労継続支援A型事業所

就労継続支援A型事業所とは？

- 就労移行支援事業を利用したが、一般就労に結びつかなかった方、特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、一般就労に結びつかなかった方、企業等を離職したなど就労経験のある方で、現在一般就労をしていない方に、働く場を提供したり、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練や支援を行ったりします。

事業所の内容は？

• 雇用契約を結びます

雇用保険や健康保険（勤務時間数による）があります。

• 給料

時給×勤務時間－社会保障等費用

※時給は、能力等で異なる場合がありますが、最低賃金は保障されます。

• 勤務時間

おおむね4～6時間（週20時間以上）

※事業所によって異なる場合があります。

1日のスケジュール（例）

9：00 出勤

作業

12：00 昼食

13：00 作業

15：00 終了

（勤務時間等、事業所によって異なります。）

どんな人に合っているの？

- 毎日決まった時間に自分で通勤ができる。
- 身の回りのことは自分でできる。
- 1日5～6時間程度の作業に集中して取り組める。
- 作業工程が理解でき、積極的に作業できる。
- 一般就労を目指している。



就労継続支援B型事業所

就労継続支援B型事業所とは？

- 生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方、就労移行支援事業所を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された方に働く場を提供したり、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練や支援を行ったりします。

事業所の内容は？

- **利用契約を結びます**
就労継続支援A型のような雇用契約はありません。
- **工賃**
(1カ月の事業収入－経費) ÷ 利用者数
※作業能力等の個人別差額もあります。
- **勤務時間**
おおむね9時～16時
※個人に合った利用時間や利用回数が設定できます。
- **事業所により、送迎があります。**

1日のスケジュール（例）

9:00	通所
10:00	作業
12:00	昼食
13:00	作業
15:00	終了
15:30	退所

（勤務時間等、事業所によって異なります。）

どんな人に合っているの？

- 1日4～5時間程度の作業を続けてやれる。
- 身の回りのことがほぼ自分でできる。



生活介護事業所

生活介護事業所とは？

- 常時介護を要する方に、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

【対象者】

- 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である方。

事業所の内容は？

- **利用契約を結びます**
障害支援区分認定が必要です。
- **工賃**
事業所の活動内容によって決まります。
- **活動時間**
おおむね9時～16時
- **内容**
生産活動やレクリエーション活動など
- **事業所により送迎があります。**

1日のスケジュール（例）

9:00	通所
10:00	散歩 作業
12:00	昼食
13:00	作業 療育活動
15:30	終了

（通所時間等、事業所によって異なります。）

どんな人に合っているの？

- 身の回りのことでできることを増やしたい。
- 生活のリズムを整えたり少しずつ仕事ができたりするようになりたい。



就労選択支援

就労選択支援とは？

- 本人が就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
- 主な内容
 - ①作業場面（2週間程度）を活用した状況把握（アセスメント）
 - ②多機関連携によるケース会議
 - ③アセスメントシートの作成
 - ④事業者等との連絡調整



• 就労継続支援 A・B 型を利用する場合は、就労選択支援を行う必要があります。

地域活動支援センター

地域活動支援センターとは？

- 地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活支援の促進を図ります。
- 雇用・就労が困難な障害をもった在宅の方に対し、社会適応訓練を行います。
- 身体障害者を中心に、機能訓練、入浴等のサービスを行います。

※ 活動内容は事業所によって大きく違います。



相談支援事業所

相談支援事業所とは？

- 地域で安心して生活できるように、様々な社会資源や地域ネットワークを活用した支援を行います。障害のある方やそのご家族に対し、窓口による相談や家庭訪問による相談等を行います。基幹相談支援センター・各市町村の社会福祉協議会・特定相談支援事業所などがあります。

【支援内容】

- 福祉サービス等の紹介や利用手続きについての相談、調整
- サービス等利用計画、障害児支援利用計画の作成
- 障害福祉サービス以外の相談や調整
 - ① 制度の紹介や説明及び活用方法についての助言
 - ② 金銭管理、就職活動、対人関係などについての助言
 - ③ 専門機関の紹介 等



障害者就業・生活支援センター

就業・生活支援センターとは？

- 「働きたい」という相談に対し、ハローワークやセンターにある求人情報から本人に合う仕事を一緒に探します。
- 職業訓練が必要な方には、訓練ができる事業所等の紹介をします。
- 働き始めたら、職場での安定した就業を目指し、本人や職場の支援を行います。
- 「働く」にあたって、生活面での支援・アドバイスをします。また、安定した生活リズムが送れるよう、様々な機関とも連携して支援を行います。
- 障害者の雇用を考えている事業主へのアドバイス等も行っています。

